

## 半田市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長（代理による出席者を含む。以下「市長等」という。）が、市政の円滑な運営を図るため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるとともに、交際費に係る公表基準を定めることにより、適正な事務執行と透明性の確保に資することを目的とする。

(種別及び支出基準)

第2条 交際費は、次の各号に掲げる交際費の種別に応じ、当該各号に定める場合に支出できるものとする。

- (1) 慶 祝 各種総会、大会、式典、行事等及び市政関係者の結婚式等の慶事に市長等が出席する場合に限り支出する。
- (2) 弔 慰 市政功労者、市政関係者等の死亡に際し、香典、生花、花輪等について支出する。
- (3) 会 費 各種会議、懇談会等に市長等が出席する場合に限り支出する。
- (4) 見 舞 市政功労者、市政関係者等の罹災又は病氣療養に係る入院等の見舞いに際し支出する。
- (5) 激 励 各種大会、行事等に個人又は団体が出場し、又は参加する際に支出する。
- (6) 賛助金 特に公益性が高く、趣旨に賛同できる行事等の開催に際し支出する。
- (7) その他 前各号に規定するもののほか、市政に係る渉外等に際し、市長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体及び政党の事業並びに半田市が出資する団体の事業については、交際費を支出しない。

3 交際費の支出基準額、支出対象者等は、別表に定めるとおりとする。

(公表基準)

第3条 交際費は、その支出内容を公表するものとし、公表するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる種別区分
- (2) 支出した年月日
- (3) 支出した金額

(4) 支出先等（原則として相手先個人名を除く。）

- 2 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の 15 日までに半田市ホームページに掲載するとともに、秘書課での縦覧に供することにより行うものとする。
- 3 公表しようとする交際費の内容の一部に、半田市情報公開条例（昭和 61 年半田市条例第 6 号）第 6 条の規定により公開することができないものが含まれるときは、当該情報を公表しないものとする。

（その他）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第2条第3項関係）

種別		支出基準額	支出対象者等
慶 祝	叙勲・褒章受章者	30,000 円	原則として 3 万円を限度として支出する。
	総会等	10,000 円	原則として 1 万円を限度として支出する。
弔 慰	自治功労者	30,000 円	本人・配偶者・父母・子に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。（元市職員は本人の場合のみ）
	議員	30,000 円	本人・配偶者・父母・子に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	他の公職者 （農業委員、選挙管理委員、監査委員、公平委員、固定資産評価審査委員、区長、行政協力員）	30,000 円	本人・配偶者・父母・子に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	医療関係者 （学校医、園医、学校薬剤師）	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	消防団役員（団本部役員、各地区分団長・副分団長）	30,000 円	本人・配偶者・父母・子に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	消防団員	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	元議員	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	民生委員、保護司、行政相談委員、生産組合長	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	附属機関委員	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	市職員 （課長級以上）	30,000 円	本人・配偶者・父母・子・義父母（同居又は喪主の場合のみ）に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
	市職員 （課長級未満）	30,000 円	本人に対する香料等について 3 万円を限度として支出する。
会 費	会費に係る実費相当額	実費額が不明な場合は、内容・会場等を考慮の上、原則として 1 万円を限度として支出する。	
見 舞	10,000 円	常勤特別職本人又は半田市に貢献のある個人であつて、市長が認める者が罹災又は 2 週間以上の入院療養をした場合、原則として 1 万円を限度として支出する。	
激 励	30,000 円	各種大会、行事等に本市の公益性を高める個人又は団体が出場し、又は参加した場合において、表敬訪問を受けた際に、原則として 3 万円を限度として支出する。	
賛助金	30,000 円	特に公益性が高く、趣旨に賛同できる行事等の開催に際し、原則として 3 万円を限度として支出する。	
その他	相当額	市政に係る渉外（連絡調整、交渉等）に際し、市長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。	